

## 岡山駅東西連絡通路デジタルサイネージ等設置事業 仕様書

1 募集内容

## (1) 事業名称

岡山駅東西連絡通路デジタルサイネージ等設置事業

## (2) 設置場所

岡山駅東西連絡通路

## (3) 事業内容

①岡山駅東西連絡通路デジタルサイネージ等設置事業者（以下「設置事業者」という。）は、既存の突出し広告物部分についてはデジタルサイネージを設置することとし、5つあるショーケース（S1, S2, S3, S4, S5）についてはデジタルサイネージの設置（現在はこのタイプ）、あるいは物品の展示等を行い、岡山市のPR動画やイベント情報等を発信するとともに、民間企業等の広告を掲載する。

なお、ショーケースにデジタルサイネージを設置する場合には、モニターについては S2と S3 及び、S4とS5 において一体利用できるものとする。（別図 2）

②設置事業者は、本市と締結した協定で定めた施設活用料を本市に納付する。

## (4) 設置事業者が設置するデジタルサイネージ等について

①掲載する民間広告や展示物等については、本募集要項の趣旨に沿い、東西連絡通路ににぎわいをもたらす、歩いて楽しい空間となるような企画内容とすること。

②設置するデジタルサイネージ機器等はデザインに配慮するとともに、東西連絡通路や既存施設等と調和のとれたものとする。

③デジタルサイネージを設置する場合の表示は 6時から24時まで行うこととし、電気料金や通信費等は設置事業者の負担とする。

なお、電気使用量のメーターを設置する等、電気使用量が確認できるようにすること。

④地震等による落下への防止策を十分に講じるとともに、機器等の保守・点検を行うこと。万一事故等が発生した場合は、設置事業者の責任において迅速に解決することとし、対応内容について速やかに本市に報告すること。また、配線等についても安全性に十分配慮すること。

⑤設置事業者が設置する機器等が原因とする事故に対して、第三者に損害を及ぼした場合、または第三者から損害を被ったという請求がなされた場合は、設置事業者の責任において解決することとし、対応内容について速やかに本市に報告すること。

⑥広告内容に関連して、第三者から損害を被ったという請求がなされた場合は、設置事業者の責任において解決することとし、対応内容について速やかに本市に報告すること。

⑦デジタルサイネージの機器等については、設置事業者の負担で設置すること。また撤去の際は、設置事業者の負担にて原状回復すること。ただし、本市と協議を行い、原状回復が不要と判断された箇所についてはその限りではない。

⑧デジタルサイネージの機器等の設置・撤去は、本市及び通路関係者への協議を行い、夜間等通行者が少ない時間帯に行うこと。

⑨デジタルサイネージ機器の設置やその配線方法等については、本市及び西日本旅客鉄道株式会社岡山支社と協議を行い、適切に対応すること。なお、設置方法は現状の設置方法（工法）を強く推奨する。（別図3参照）

また、設置した方法に関わらず、サイネージが地震や風等の影響により、脱落等しないよう、安全性の検証を行うとともに検証した内容を岡山市に提出すること。

⑩本募集に係る契約締結者の責により生じた第三者への損害や苦情について、契約締結者が自らの責任と負担をもって解決すること。

⑪本事業実施に係る岡山市の負担はありません。

#### （5）岡山市のPR動画等の発信

①岡山市のPR動画やイベント情報等の発信については、デジタルサイネージの稼働時間の一部程度を、公共利用のため岡山市の広告枠として、無償で確保すること。

にて設定することとし、その表示内容や表示時間帯等については、事前に本市と協議を行い、適切に対応すること。

②表示内容等に伴うトラブルが発生した場合は、本市の責めに帰すべき理由がある場合を除き、設置事業者において迅速かつ適切に対処すること。

#### （6）広告の掲載

①広告の内容については、岡山市屋外広告物条例、岡山市屋外広告物規則、岡山市広告掲載要綱、岡山市広告掲載基準及び関係諸法規を遵守すること。

②広告の掲載にあたっては、事前に岡山市屋外広告物条例に基づく審査を受けること。審査には手数料が必要である。

③広告の掲載にあたっては、事前に岡山市広告掲載要綱に基づく広告審査を下記の要領で受けることとする。

##### ○審査について

- ・ 広告掲載日までに、岡山市広告審査委員会の審査を受けること。

- ・ 審査関係書類は、岡山市都市整備局 都市・交通部 都市企画総務課に資料を提出すること。

- ・ 岡山市広告審査委員会は毎月一回程度行う。岡山市広告審査委員会の行われる2週間前までに資料を提出すること。

- ・ 修正意見等が付された場合、修正後の広告掲載となるため、時間的な余裕を持って資料を提出すること。

④広告主の募集選定にあたっては、社会的信用及び公共性等に配慮した団体等を選定すること。

また、広告掲載する団体及び広告内容等に対し本市から意見等があった場合は、設置事業者が責任をもって当該団体等と交渉し対処すること。

#### （7）その他

①製作・設置・移設・撤去（撤去に伴う原状回復の費用も含む）・機器保守管理（運用に伴う通信料も含む）・掲載内容変更に関する一切の費用は、設置事業者において負担すること。

②破損・汚損等による修繕、掲載情報や広告内容の変更等のメンテナンス及び更新を随時行うとともに、不備がないよう適宜確認すること。

③機器メンテナンスや仕様変更等により東西連絡通路で作業が発生する場合は、事前に本市担

当者に連絡し、日程調整等を行うこと。

## 2 支払い条件

- (1) 施設活料の支払いは、広告掲載開始月から発生するものとする。なお、機器設置等の準備に日数を要し、情報機器等設置が広告掲載開始日に間に合わなかった場合も同様に、広告掲載開始月から施設活料の支払いが発生する。ただし、令和5年4月1日から広告掲載開始月の前日までの間は、施設活料ではなく、岡山市財産条例第2条第1項の規定に基づき算定した行政財産目的外使用料を支払うこと。
- (2) 施設活料は、初年度は広告掲載開始月から当該年度の年度末までを、次年度以降は1年間分をまとめて支払うものとする。
- (3) 施設活料の支払方法は、本市が発行する納付書（初年度は広告掲載開始前、次年度以降は年度当初に発行）により本市が別に定める期日までに支払うものとする。
- (4) 支払われた施設活料は返還しないものとする。ただし、本市の責めに帰すべき理由で広告を掲載できなかった場合は、別途協議する。

## 3 その他

- (1) 機器等の設置にあたり、事前に本市に行政財産目的外使用許可申請を行い、使用許可を得ること。
- (2) 管理料（電気代等の光熱費等）は、本市が別途定める期日までに支払うこと。
- (3) 設置事業者において、事業責任者を指定し、事業責任者は常時連絡がとれるよう体制を整備すること。
- (4) この仕様書に明記されていない事項については、本市担当者の指示に従うこと。
- (5) 事業の実施にあたり疑義が生じたときは、本市と設置事業者が協議しこれを解決する。